

質問第二十九号

あんま、はり灸師に加配米配給に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年十一月二十二日

小林勝馬

参議院議長 松平恒雄殿

二九

あんま、はり灸師に対する加配米配給に関する質問主意書

あんま、はり灸師は勤労層を対象とする民間療法として廣く國民の保健衛生の一端を担当している事は御承知の通りであり、その業務の性質上身体を驅使する激しい重労働でもあり治療時間が深夜に亘る等特種の実情にある。特にこれら業者中には盲人が多くヤミの買出し等も出來得ず非常にこんなんな生活をしている事情である。

政府は、炭坑労務者や重点産業の労務者に対しては、優先的に加配をして居るがこれら労務者の明日の体力を與えているこれら業者に對し加配米の支給をなす意志なきや。

いくら加配米等を受けている労務者も腰が痛み肩がはつては増産は出來得ない、これらの体力源とも云うべきこれら業者の空腹は一つに増産の減少を來すものと云うも過言ではない。これら蔭に黙々と働くあんま師等に対し、早急に加配し保護する意志ありや。

書面答弁を求む。